

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 435 号）

〔 医事関係文書非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和 7 年 2 月 28 日）

第一 審査会の結論

公立大学法人大阪が行った非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 5 年 1 月 30 日付けで、審査請求人は、公立大学法人大阪（以下「実施法人」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 19 条の 2 の規定により、以下の内容についての法人文書公開請求を行った。

（法人文書公開請求の内容）

大阪公立大学医学部附属病院で起きた医療事故、及び、その記者会見（資料参照）に関する文書。

（医療事故）

1. 医療事故調査報告書
 2. 市民、府民、国民等から受けた質問や問い合わせ、及び、それに対する回答を記録した文書
 3. 弁護士と行った会議（相談含む。）の文書（以下「本件請求 1」という。）
- （記者会見）
4. 立案、計画、実施、評価（総括）に関する文書
 5. 司会進行に関する文書
 6. 読み上げる文書
 7. マスメディアへの配布資料（プレスリリースの文書等）
 8. マスメディアと交わした文書（メール含む。）
 9. 想定問答集（以下「本件請求 2」という。）
 10. マスメディアからの質問、及び、それに対する回答を記録した文書

- 2 同年 2 月 20 日付けで、実施法人は、本件請求 1 及び本件請求 2 について、対応する法人文書を（1）のとおり特定し、本件法人文書公開請求について条例第 13 条第 2 項の規定により、（2）のとおり公開しない理由を付して非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（1）本件法人文書

医療紛争関係（経理）

（2）公開しない理由

本件請求 1 及び本件請求 2 については、条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当する。

公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの。

- 3 同年3月10日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施法人に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

処分を取り消すとの裁決を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

公立大学法人大阪理事長は非公開決定通知書のなかで、「公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの。」と述べた。

しかし、審査請求人が開示請求した文書は既に結論が出たものである。したがって、それを開示したとしても結論に影響を与えるものではない。そのような情報は、不開示すべき情報にあたらない。

また、公立大学法人大阪理事長は、起こり得る具体的な「著しい支障」や、「おそれ」の蓋然性を示していない。このような理由による不開示が正当化されると、恣意的な不開示が可能となってしまう。

資料として、審査請求人が千葉県病院局に対して行った情報開示請求により開示された想定問答集を示す。このように、少なくとも想定問答集は開示されるべきである。

第五 実施法人の主張要旨

実施法人の主張は概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

（1）弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

（2）弁明の理由

ア 本件は、弁護士との会議の記録及び想定問答の公開を求めるものである。

このうち、弁護士との会議の記録については、相手方弁護士や当事者との交渉の経過等に関する情報が記録されており、患者が〇〇のまま、治療中であり、審査請求人は「開示請求した文書は既に結論がでたもの」と主張しているが、いまだ示談交渉もなんらの進展が見られない現在の状況において、当院の内部記録が公開されれば将来の示談交渉等にどのような悪影響が及ぶのか計り知れない。

また、想定問答についても顧問弁護士との相談、協議の上で作成されたもので、当日の記者会見の内容と必ずしも対応するものではなく、あくまでも想定情報が含まれており、記者会見における予備的な事態に対する記載も含まれている。これが公開されれば、相手方にどのような悪影響を及ぶのかも事前に予測できないし、上記同様、今後の示談交渉に悪影響を及ぼしかねないことは確実であるし、かつ、他の事案について、想

定問答等の作成に支障を及ぼすおそれがある。

イ また、本件については、捜査機関も関心を持つ事案であり、今後、事件化する可能性がないとは言えない状況である。弁護士との協議、想定問答については、このような点に関連する事項も含まれており、公開されると弁護士との自由な意見交換を阻害する可能性が高く、本院の業務においても、多大な支障をきたす可能性が高い。

以上から、本件審査請求の対象文書については、文書の作成日時等を含め、全部非開示と判断したものであり、条例第8条第1項第4号に規定する公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに該当する。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施法人説明における主張

審査請求人は、請求した文書について既に結論が出たとの主張をしているが、未だ患者家族と示談交渉もなされていない現在の状況で、非公開とした文書を公開すれば、将来の示談交渉に悪影響が及ぶおそれがある。また現在報道にもあるとおり、刑事事件として取り扱われており、このことから非公開とさせていただきたい。

特に想定問答集については、患者家族の心情に影響することが考えられる。すなわち、実施法人は、患者家族の実施法人に対する本件事故を起こしたことへの不信感や、本件事故に関する公表が遅れたことに対する不信感を取り除こうとして、患者家族と〇〇年間にわたって話し合いを続けてきたが、その不信感を取り除くことはできなかった。

こうした状況において、実施法人が想定問答集を第三者に公開すれば、患者家族に、実施法人に対するさらなる不信感を与えてしまい、今後、患者家族との本件事故に関する話し合いが円滑に進まず、当該事故を解決するにあたり支障をきたすおそれがあるといえる。

以上により、本件非公開決定は妥当である。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

法人文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の法人文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする実施法人の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、実施法人の保有する情報は公開を原則としつつ、第8条及び第9条に適用除外事項の規定を置いたものであり、実施法人は、請求された情報が第2条第1項に規定する法人文書に記録されている場合には、第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された法人文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件請求1について

本件請求1は、大阪公立大学医学部附属病院で起きた医療事故について弁護士と行った会議（相談含む。）の文書の公開を求めるものである。

実施法人は、公開しないことと決定した法人文書の名称を明示せず本件決定を行っているところであるが、審査会が本件請求1に係る本件決定の法人文書を見分したところ、患者家族等との面談記録及び実施法人内部における協議記録に大別された。以下、各文書に記載された情報が非公開事由に該当するか否かを検討する。

これについて実施法人は、条例第8条第1項第4号に該当することを理由に本件決定を行っているが、見分した当該法人文書には個人情報が多く含まれているため、まず条例9条第1号の該当性について検討する。

ア 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、実施法人の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号前段は、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件1」という。）
- ・特定の個人が識別され得るもののうち、（以下「要件2」という。）
- ・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報（以下「要件3」という。）

同号後段は、

- ・特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（以下「要件4」という。）

が記録されている法人文書を公開してはならない旨定めている。

以下、条例第9条第1号の該当性を検討する。

イ 条例第9条第1号の該当性について

(ア) 患者家族等との面談記録について

患者家族等との面談記録について、統一された様式はないが、その内容は以下の項目に整理することができる。

①面談日時、②面談場所、③患者側出席者、④実施法人出席者、⑤事故内容、⑥患者側出席者の意見等、⑦実施法人出席者の意見等

a ①面談日時及び②面談場所について

面談日時及び面談場所とは、実施法人出席者と患者側出席者との間で面談が行われた日時及び場所を示すものであり、患者側出席者にとって、医療事故に関して実施法人と面談をいつ、どこで行っているかということは、個人のプライバシーに関する情報であり、要件1に該当する。

要件2に該当するか検討するに、一般人を基準とすれば、面談日時及び面談場所のみでは特定の個人を識別することができない。

もっとも、「特定の個人が識別され得るもの」（以下「個人識別情報」という。）には、特定の個人が当該法人文書の情報（氏名、住所等）から直接識別できる情報だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得る情報が含まれる。

そして、個人識別性の有無の判断に当たり、照合すべき他の情報の範囲については、当該情報が公開されることによって生じるプライバシー侵害の内容や程度、あるいは侵害が発生する蓋然性の程度等に照らし、総合的に検討する必要がある。

照合すべき他の情報の範囲を検討するに、「他の情報」とは、一般人において容易に入手し得る情報のみに限定されるものではなく、当該情報の性質及び内容に照らし、特定人が保有し、又は入手し得る情報を照合することにより、特定の個人が識別され得るものを含むと解する。

この点、実施法人における医療事故件数はそれほど多いものではなく、本件非公開情報は医療事故の被害者の特定につながる情報であるといえる。また、医療事故の被害を受けたという情報は特に他人に知られたくないと望むことが正当であるといえ、本件非公開情報の性質及び内容からは、「他の情報」には、患者家族の関係者及び実施法人の関係者が有する情報も含めて個人識別性を判断するべきである。

この観点から検討するに、面談日時及び面談場所は、患者家族の関係者や実施法人の関係者からすると個人識別情報であるといえ、要件2に該当する。

そして、医療事故に関して医療機関と面談に出席しているという情報は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件3に該当する。

以上のことから、面談日時及び面談場所は、条例第9条第1号前段に該当し、非公開が妥当である。

b ③患者側出席者及び④実施法人出席者について

患者側出席者として、患者側出席者の氏、患者との続柄及び弁護士の氏が記載されており、実施法人出席者として、実施法人の出席者の氏・役職名及び弁護士の氏が記載されている。

まず、患者側出席者については、医療事故に関して実施法人と面談を行っているということは、個人のプライバシーに関する情報であり、要件1に該当する。

患者側出席者の氏は個人識別情報に該当するところ、次に患者との続柄を検討する

に、患者との続柄のみでは直ちに特定の個人を識別することはできないが、上記 a のとおり、他の情報として患者家族の関係者及び実施法人の関係者が有する情報も含めて個人識別性を判断するのが相当であり、この観点からは、患者側出席者の患者との続柄も個人識別情報であるといえ、要件 2 に該当するといえる。

また、医療事故に関して実施法人と面談を行っているということは、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件 3 に該当する。

以上のことから、患者側出席者の氏及び患者との続柄は、条例第 9 条第 1 号前段に該当し、非公開が妥当である。

次に、患者側の弁護士の氏及び実施法人の弁護士の氏については、個人の職業に関する情報であり、要件 1 及び 2 に該当する。

要件 3 の該当性について検討するに、弁護士が面談に出席したということは、専ら個人の資格で事業活動に従事する専門職の当該職務に関する情報であるものの、弁護士がどのような案件を受任したかという情報のうち、特に記者会見を行ったような医療事故案件については社会的耳目を集めており、慎重な対応が求められることから、当該案件を受任しているという情報は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件 3 に該当する。

以上のことから、患者側の弁護士の氏及び実施法人の弁護士の氏は、条例第 9 条第 1 号前段に該当し、非公開が妥当である。

最後に、実施法人の出席者について検討するに、患者側からみれば、実施法人の出席者は、患者の主治医や医療行為の実施者であるといえ、特定の個人にとって、自らの主治医や医療行為の実施者が誰であるかは、その専門分野から患者の疾患の特定につながりかねないプライバシー情報であり、要件 1 に該当する。

要件 2 の該当性について検討するに、医師が出席しているのは医療事故における患者家族等との面談であり、また役職名には担当診療科も含まれるところ、これらを公にすると、患者家族の関係者及び実施法人の関係者において、患者が特定されるおそれがあるといえることから要件 2 に該当する。

要件 3 の該当性について検討するに、主治医等の氏名であっても、主治医等の専門分野により患者の疾患の特定につながりかねないから、実施法人の出席者は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件 3 に該当する。

以上のことから、実施法人出席者の氏・役職名は、条例第 9 条第 1 号前段に該当し、非公開が妥当である。

c ⑤事故内容について

実施法人出席者は、患者側出席者に対して事故内容を説明し、その内容として、患者が受けた医療行為及び患者の身体状態が記載されている。患者の氏名は公開されておらず、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、要件 4 に該当しないか検討する。

この点、個人が受けた医療行為及び身体状態は個人の機微にわたる情報であり、個人の身体、健康状態と密接に関連することから、このような情報は、人格的利益として保

護に値するといえ、個人識別性がなくとも本人の同意なく第三者に公開することは適切でないといえる。

以上のことから、事故内容は、条例第9条第1号後段に該当し、非公開が妥当である。

d ⑥患者側出席者の意見等について

患者側出席者の意見等として、実施法人が患者に行った医療行為に対する患者側出席者の主張の詳細等及び患者に対する今後の治療方針等に関する希望等が記載されている。実施法人が患者に行った医療行為に対する主張には、患者側出席者の感情そのものも含まれており、このような患者側出席者の内心に関する情報は、個人の機微にわたる情報であるといえることから、個人識別性がなくとも本人の同意なく第三者に公開することは適切でないといえる。

患者側出席者の患者に対する今後の治療方針等に関する希望等については、実施法人の患者の事故後の身体状態に関する説明を踏まえて述べられているところ、患者の身体状態は個人の機微にわたる情報であり、患者側出席者の患者に対する心情もまた個人の機微にわたる情報であるといえることから、このような情報は、人格的利益として保護に値するといえ、個人識別性がなくとも本人の同意なく第三者に公開することは適切でないといえる。

以上のことから、患者側出席者の意見等は、条例第9条第1号後段に該当し、非公開が妥当である。

e ⑦実施法人出席者の意見等について

実施法人出席者の意見等として、実施法人が患者に行った医療行為に対する患者側出席者の主張についての追加説明等や、患者に対する今後の治療方針等に関する希望等についての回答の詳細が記載されている。

これら実施法人出席者の意見等は、患者側出席者の内心に対する回答等になることから、患者側出席者の内心が推測されるおそれがある。また、今後の治療方針等に関する希望等に対する回答については、患者の事故後の身体状態を踏まえたものとなっており、患者の身体状態が推測されるおそれがあるといえる。

そして、患者側出席者の内心や患者の身体状態は、個人の機微にわたる情報であるといえ、このような情報は、人格的利益として保護に値するといえ、個人識別性がなくとも本人の同意なく第三者に公開することは適切でないといえる。

以上のことから、実施法人出席者の意見等は、条例第9条第1号後段に該当し、非公開が妥当である。

(イ) 実施法人内部における協議記録について

実施法人内部における協議記録は、実施法人の本件医療事故に関して実施法人の関係者及び弁護士との間で協議を行った内容を記載したものである。具体的には、患者側出席者の患者に対する今後の治療方針等に関する希望等についての対応及び医療事故に関して患者側出席者からの質問に対する回答内容のほか、本件事故に至った医療行為の検証等、詳細な協議内容が記載されており、患者家族の患者に対する心情、また患者に対して行った

医療行為の詳細や患者の身体状態を推測させるもので、これらの内容は上記（ア）c及びdのとおり、条例第9条第1号後段に該当し、非公開が妥当である。

その他、実施法人内部における協議記録には、協議を行った日時、場所、出席者が記載されているが、これらについても上記（ア）a及びbのとおり、条例第9条第1号前段に該当し、非公開が妥当である。

ウ 条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等の機関が行う反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものがある。

本号は、

- ・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって（以下「要件5」という。）、
- ・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下「要件6」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

要件5の「国等の機関」とは、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体のすべての機関をいうところ、実施法人は地方独立行政法人に該当することから、実施法人は、国等の機関に含まれることとなる。

エ 条例第8条第1項第4号の該当性について

（ア）患者家族等との面談記録について

実施法人において生じた医療事故について、実施法人が患者家族に対して説明をするための面談を行うことは、実施法人の事務に関する情報であるといえ、要件5に該当する。

患者家族等との面談記録には、実施法人出席者及び患者側出席者の発言が逐語的に記載されている。この点、本件は医療事故に関する面談であるところ、実施法人出席者は、患者側出席者に対して、患者に対する医療行為及び患者の身体状態を詳細に説明しており、また患者側出席者は、これに対して率直な心情を吐露し、また当該説明を受けて患者に対する今後の治療方針等に関する希望等を詳細に述べている。

実施法人がこのような面談を行うことは、医療事故について患者家族に対して説明責任を果たし、患者側家族との信頼関係を築き、患者及び患者側家族に対して適切な対応を行うことにある。そうだとすると、面談においては相互の信頼関係のもと、実施法人出席者による詳細な説明がなされ、それに対して患者側出席者から率直な意見表明がなされることが重要となる。

そうであるにもかかわらず、患者家族の思いとは無関係に、面談記録の逐語的な発言が公になると、実施法人と患者家族の間の信頼関係が損なわれ、詳細な情報共有や患者及び患者家族に対し、説明責任を果たし、よりよい対応を模索していくという事務の目的が達

成できなくなるおそれがあるといえ、要件6に該当する。

また、面談日時、面談場所、実施法人出席者及び患者側出席者についても、これが公開されると実施法人及び患者家族との信頼関係を維持し、患者及び患者家族に対して適切な対応を行うという事務の目的が達成できなくなるおそれがあるといえ、要件6に該当する。

以上のことから、患者家族等との面談記録は、条例第8条第1項第4号に該当し、非公開が妥当である。

(イ) 実施法人内部における協議記録について

実施法人において生じた医療事故について、実施法人が内部で原因究明を行い、患者家族に対する対応を検討するために協議を行うことは、実施法人の事務に関する情報であるといえ、要件5に該当する。

協議記録には、医療事故に関して患者側出席者からの質問に対する回答内容及び医療事故に至った医療行為の検証等の詳細な協議内容が記載されている。

実施法人がこのような協議を行うことは、同様の医療事故の再発防止や患者及び患者家族に対して適切な対応を行うことにある。そうだとすると、協議においては内部における情報共有と、出席者における率直な意見交換がなされることが重要となる。

そうであるにもかかわらず、詳細な協議内容が公になると、実施法人内部における詳細な情報共有や率直な意見交換を躊躇する等、再発防止や患者及び患者家族に対して適切な対応を行うという事務の目的が達成できなくなるおそれがあるといえ、要件6に該当する。

協議日時、協議場所及び出席者からは、その時期や出席者の氏・役職名により患者が特定されるおそれがあり、そのような情報を公にすることで、患者家族との信頼関係が損なわれ、患者及び患者家族に対して適切な対応を行うという事務の目的が達成できなくなるおそれがあるといえ、要件6に該当する。

また実施法人は、医療事故について民事上の責任及び刑事上の責任が明らかになっておらず、協議記録が公になると、将来の示談交渉等にどのような悪影響が及ぶのか計り知れないと主張する。

そこで、実施法人が医療事故について行った原因究明に関する記載は、争訟の帰すうに影響があると考えられるところ、この点についてさらに検討する。

この点、実施法人の事務には争訟に関する事務も含まれるところ、争訟には、現に係争中のもののほか、将来提起される蓋然性が高いものも含まれるものと解される。このことから、協議記録は争訟に関する事務に関する情報であるともいえ、要件5に該当する。

そして協議記録のうち、実施法人が医療事故について行った原因究明に関する記載は、これを公にすることにより、争訟に関する事務に関し、実施法人の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるといえ、要件6に該当する。

以上のことから、実施法人内部における協議記録は、条例第8条第1項第4号に該当し、非公開が妥当である。

(2) 本件請求2について

ア 本件請求2は、大阪公立大学医学部附属病院で起きた医療事故に関する記者会見にあたって作成された想定問答集の公開を求めるものである。

実施法人は、想定問答集は、顧問弁護士との相談、協議の上で作成されたもので、当日の記者会見の内容と必ずしも一致するものではなく、想定の情報等、記者会見における予備的な事態に対する記載も含まれており、これが公開されれば、患者家族にどのような悪影響を及ぶのかも事前に予測できないし、上記同様、今後の示談交渉に悪影響を及ぼしかねないことは確実であるし、かつ、他の事案について、想定問答等の作成に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

想定問答集は、実施法人が医療事故についてマスコミに対して会見を行うに際して作成されたもので、実施法人内部における医療事故に関する検討又は協議に関するものであるといえるため、要件5に該当する。

また本件医療事故に関して、法的な解決が未了であるところ、想定問答集は後の患者家族との法的な解決に関係するもので、争訟に関する情報であるといえ、要件5に該当する。

要件6の該当性について検討するに、想定問答集には、マスコミからの質問が想定される事項について、医療事故に関すること、再発防止に関すること等が記載されている。実施法人は、本件請求に対し、令和5年2月20日付け公大医庶第55号により部分公開決定を行っており、これにより、すでに審査請求人に対して医療事故報告書及びプレスリリース資料（以下「調査報告書等」という。）を公開しており、審査会において想定問答集を見分し、調査報告書等と照らしたところ、想定問答集は、調査報告書等をもとに作成されたことがわかる。

調査報告書等のほとんどが公開されていること、また一般的には行政の施策に関する想定問答集については行政の説明責任の観点から、想定問答集のすべてについて要件6に該当するとは言い難いとも思える。

しかし、本件決定の対象とされた想定問答集は、特定の個人の医療事故に関するものであり、また実施法人以外の第三者にも関わるものであり、一般的な想定問答集と同様に公開、非公開の検討をするのは相当ではない。

この点、想定問答集の作成という事務の観点から検討するに、想定問答集は実施法人における会見担当者のための備忘録という意味合いを有し、会見担当者が記者会見に臨むにあたり、実施法人の内部で協議を踏まえて、実施法人の記者会見時における認識を記載したものである。想定問答集が公開されるとすれば、公開されることを念頭に、実施法人にとって有利・不利を考慮した上で作成しなければならなくなり、会見において説明を尽くすために率直な見解のもと想定問答集を作成するという事務に支障が生じるおそれがあると認められ、要件6に該当するといえる。

次に争訟に関する事務の観点から検討するに、想定問答集に記載された内容は、患者家族にとって非常にセンシティブなものであり、患者家族の被害感情等に最大限配慮すべきものであるといえ、公開、非公開の判断は慎重に行うべきものである。また、本件医療事故については、実施法人の従業員である医師及び看護師の刑事上の責任が確定しておらず、また実施法人の民事上の責任が未解決の状況であり、実施法人は組織として対応を行って

いくこととなる。特に民事上の責任について、実施法人は今後、患者家族と民事上の解決に向けて協議を継続して行っていくこととなる。

このような状況を踏まえると、現時点において、患者家族の感情とは無関係に実施法人が想定問答集を公開すると、患者家族に無用な不信感を与えかねず、これにより実施法人に対する信頼が損なわれるおそれがあるといえる。そうだとすると、実施法人が、患者家族との信頼関係を築きながら、民事上の解決を円滑に行うという実施法人の事務に支障が生じるおそれがあると認められることから、要件6に該当するといえる。

以上のことから、想定問答集は、条例第8条第1項第4号に該当し、非公開が妥当である。

イ なお、想定問答集には本件医療事故に関係する職員の年齢や経歴等に関する問答が含まれているところ、これら情報が条例第9条第1号に該当しないか検討する。

実施法人は地方独立行政法人であるが非公務員型であり、その職員は公務員ではなく、実施法人の職員の年齢や経歴等の情報は、個人のプライバシーに関する情報であり、要件1に該当する。また実施法人の職員の年齢や経歴等について、患者家族の関係者及び実施法人の関係者が有する情報も含めれば、実施法人の当該職員を特定することができるといえることから個人識別情報であるといえ、要件2に該当し、かつ一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件3に該当する。

以上のことから、想定問答集に記載されている本件医療事故に関係する職員の年齢や経歴等に関する情報は、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

3 結論

よって、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、福島 力洋、島田 佳代子、西上 治